

指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

特別養護老人ホーム高風園運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が開設する特別養護老人ホーム高風園（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 第1号通所事業（指定介護予防通所介護相当サービス）の提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム高風園
- (2) 所在地 高崎市寺尾町2412

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（併設特別養護老人ホーム高風園長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 3以上（常勤職員1名以上・介護職員と兼務あり）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調

整等を行う。

(3) 看護職員 2名 (非常勤職員2名 機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 介護職員 5名以上 (生活相談員との兼務あり)

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名 (非常勤職員2名 看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 送迎運転手 1名

送迎運転手は、各利用者の送迎業務等を行う。

(7) 事務職員 2名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

天災その他やむをえず業務を遂行できない日を除き、月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間

午前8時45分から午後4時45分までとする。

(利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は18名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 地域密着型通所介護等の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(第1号通所事業においては高崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額)とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は第1号事業支給費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費又は第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

(1) 生活相談

(2) 健康状態の確認

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 食事の提供

(5) 入浴

(6) レクリエーション

(7) 送迎

2 前項各号に掲げるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 第9条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用実費
- 3 前項各号に掲げる費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意する旨の文章に記名捺印を受けることとする。

(契約書の作成)

第8条 事業を開始するにあたって、本規定に沿った事業内容の詳細について利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で記名捺印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高崎市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、地域密着型通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第13条 指定地域密着型通所介護事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を行う事を目的として、運営推進会議を設置する。
 - 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が存在する圏域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
 - 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要

な要望や助言等を聴く機会を設ける。

- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望や助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(苦情処理)

第14条 地域密着型通所介護等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者又は他の利用者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業員を教育するものとする。
 - (1) 虐待防止のための委員会は定期的開催し、その結果を職員に周知する
 - (2) 従業員の教育は、職員研修として定期的に行う
 - (3) 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う
- 3 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束及びその他の行動の制限の原則禁止)

第17条 事業所は、指定地域密着型通所介護又は指定通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及び行動を制限する行為は行わないものとする。

2 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、事業所が別に定める「身体拘束等適正化検討委員会」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めるものとする。

さらに、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする

2 事業所は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を高崎市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に事業を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成21年9月1日 制定

改正 平成22年4月1日

平成23年6月1日

平成24年4月1日

平成25年4月1日

平成26年8月1日

平成26年11月1日

平成27年4月1日

平成27年7月1日

平成27年8月1日

平成28年4月1日

平成 29 年 6 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日